

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和3年11月25日（令和3年（行情）諮問第521号ないし同第523号）

答申日：令和7年7月30日（令和7年度（行情）答申第239号ないし同第241号）

事件名：特定団体に係る平成31年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書等の一部開示決定に関する件

特定団体に係る令和2年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書等の一部開示決定に関する件

特定団体に係る令和3年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる10文書（以下、順に「文書1」ないし「文書10」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の趣旨及び理由は、各審査請求書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、資料の記載は省略する。

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年8月20日付け20210622公開関東第1号ないし同第3号により関東経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）原処分1（令和3年（行情）諮問第521号）

本件決定通知書に列挙された不開示部分は、別表1の番号1及び番号17に掲げる部分を除き、いずれも、法5条各号が開示しなければならない情報の例外として掲げる情報に該当しない。

（2）原処分2（令和3年（行情）諮問第522号）

本件決定通知書に列挙された不開示部分は、別表2の番号1及び番号

14に掲げる部分を除き、いずれも、法5条各号が開示しなければならない情報の例外として掲げる情報に該当しない。

(3) 原処分3（令和3年（行情）諮問第523号）

本件決定通知書に列挙された不開示部分は、いずれも、法5条各号が開示しなければならない情報の例外として掲げる情報に該当しない。

(4) 意見書1（令和3年（行情）諮問第521号）

ア 下記第3の3（1）アについて

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、法5条1号が適用されないので、その限りにおいては開示がなされるべきことは当然である。

イ 下記第3の3（1）イについて

（ア）この点、最高裁第三小法廷平成13年11月27日判決は、法人情報等の非開示情報該当性に関する判断において、「非開示事由としての情報は、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきである」と判示する。

そこで、諮問庁のいう「当該法人等」（補助事業者を指すと考えられる）との関係で、そのようなおそれが客観的に存在するのかが検討されなければならない。

（イ）「べつ甲産業等救済対策事業費補助金」及び特定協会の成り立ちと、伝統的工芸品産業支援補助金

a 日本は、1980年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）を批准したが、タイマイについては「留保」し（注：その条約上の効果として、当該種の関係に限り、非締約国として取り扱われることになる）、1989年まで年間約30トン（2万8000匹相当）の輸入割当量の範囲でタイマイの甲を輸入し続けた。しかし、取引継続に対する国際的な非難を受けて輸入割当量を減らし、1993年には輸入割当量をゼロとした。その翌年である1994年には留保を撤回、同年7月以降、タイマイの甲の国際商業取引が原則的に禁止されることとなった。その後、今日に至るまで、合法的なべつ甲の輸入は一切ない。

b タイマイの留保を撤回する意思を固めた日本政府は、「国際取引禁止に伴い、限られた原材料在庫のみに依存することによって原材料が十分に確保できない等の現状を踏まえ、産業の存立基盤を維持するために不可欠な原材料確保対策を実施する」ために、「べつ甲産業等救済対策費」として、9億5400万

円を1991年度の補正予算に盛り込み、低利融資、信用保証の特例融資を実施、雇用安定法の特定不況業種にべっ甲製品製造業を指定するなどの措置をとるとともに、べっ甲細工関係の事業協同組合、工業協同組合、協同組合（当時、計7組合）を指導し、対策事業の実施主体として通商産業省（当時）が監督する特定協会を、1992年1月に設立させた。特定協会の構成組合のうち特定都道府県A所在の組合が、本件補助事業者の構成組合と一致する。通産省は、同年3月に「今後のべっ甲産業対策の推進について」を省議決定し、2001年度まで10年間の「べっ甲産業活路開拓計画」を策定して、これに基づき、べっ甲産業等救済対策事業を行う特定協会に対する補助金の交付等の対策を実施した。

こうして、本件で問題となっているタイマイの保護・増養殖技術の研究、べっ甲産業の重要性に関するPR等が実施されることとなり、1992年からの10年間には、年2～3億円の補助金が交付されるに至った。これら対象事業の中でも特に、タイマイ保護・増養殖事業は、補助率が10/10とされ、しかも他の対象事業をはるかに上回る金額の補助を受ける事業であった。

このべっ甲産業等救済対策事業費補助金は、後述のとおり、延長されて2016年度まで継続されることになるが、その事業の性格としては、「政府方針（ワシントン条約の留保撤回）によりべっ甲の原材料となるタイマイの輸入が禁止されたものであり、業界の自助努力のみでは対応困難」という事情に基づき、「市場が成立していないため、『市場の不完全性』の観点から、国がこの問題の改善に努めることが必要」な事業と位置付けられていたのである。

- c このべっ甲産業等救済対策事業費補助金は、上記のとおり2016年度をもって打ち切られることになったが、その後まもなく経産省は、特定都道府県Aおよび特定都道府県Bのべっ甲業界に対し、地域産業振興のためという新たな名目の下で補助金の支給を再開する。すなわち、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、「特定産業A」（特定都道府県A）を特定年月日1に、「特定産業B」（特定都道府県B）を特定年月日2に「伝統的工芸品」へ指定したうえで、「伝統的工芸品産業支援補助金」を特定年度1から本件で問題になっている「特定産業A」（特定団体）に対し、特定年度2から、「特定産業B」（特定他団体）に対し支給してい

る。看板は代わったが、伝産法補助金も、「国民の生活様式の変化による伝統的工芸品の需要の停滞、近年の急速な雇用環境の変化による従事者の減少や高齢化、更にはニーズに適合した商品開発の遅れ等による産業活力の低下等により、伝統的工芸品産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、このまま推移すれば産業としての存続すら困難な状況となりつつある」

（すでに述べた伝産法基本指針）という認識に立っており、市場性に乏しい特定都道府県Bのべっ甲産業の基盤になる事業を国の手で面倒を見んとするものである。その対象事業も、べっ甲産業等救済対策事業時代のタイマイの保護・増養殖やべっ甲産業の重要性に関するPR、技術・技法の保存等などとなっており、同対策事業を事実上引き継ぐものとなっている。

d 諮問庁の主張の自己矛盾

諮問庁は、具体的に述べていないが、当該法人等（補助事業者たる特定団体）が、「原材料確保対策事業」すなわちタイマイの保護・増養殖事業で培われた知見・ノウハウ・戦略を「商品」として、同業他社と競争することが前提とされているのであろう。それら「商品」のユーザーは、特定団体（特定協会加盟組合のうち特定都道府県Aの組合と一致）のメンバーないし特定都道府県Bのべっ甲業者ということになろう。

しかし、既に述べたとおり、べっ甲産業等救済対策事業費補助金の対象事業は、「政府方針（ワシントン条約の留保撤回）によりべっ甲の原材料となるタイマイの輸入が禁止されたものであり、業界の自助努力のみでは対応困難」という事情に基づき、「市場が成立していないため、『市場の不完全性』の観点から、国がこの問題の改善に努めることが必要」とされた事業で、業界の自助努力が全く期待できないものとなっていた。そのことは、同補助金事業を事実上引き継いだ本件の補助金事業においても、そのまま妥当する。つまり、タイマイ保護・増養殖の「知見・ノウハウ・戦略」が商品となる市場など存在すべくもなく、したがって又、競業する者など観念もできず、想定されるユーザーである加盟組合のメンバーその他のべっ甲業者らが、（存在し得ない）競争相手と補助事業者とを「秤にかける」ことなど当の経産省自身がまったく想定していなかったことを言わねばならない。

(ウ) タイマイ保護・増養殖事業に係る知見・ノウハウ・戦略の公表

- a 本件で問題になっている「原材料確保対策事業」＝タイマイ保護・増養殖事業を実際に担ってきたのは、特定協会から同事

業にかかる研究を受託してきた特定研究所であった。その成果であるタイマイ養殖の事業化に必要な技術は2011年4月にとりまとめられ、「特定研究報告書」（特定協会発行）の中にタイマイ養殖技術マニュアルとして掲載されたが、後述のとおり、特定研究所はその後もタイマイ養殖技術に関する研究を続けている。そこで得られたタイマイの増養殖技術開発上の知見等については、以下の文献等で公表されている。いずれも、それぞれの発表時点におけるタイマイの増養殖技術開発の進捗、現状、課題、将来展望が、具体的なデータとともに詳細に記述されている。（文献等の記載は省略する。）

b 例として、べっ甲産業等救済対策補助金終了年度の前年である2015年に公表された特定文献の概要を見る。この文献は、その時点でのタイマイ養殖の技術開発の課題として、産卵技術の開発、子ガメの飼育技術の開発（魚類用配合飼料を用いた飼育経費の削減、照明条件による甲羅の色彩模様の改良、噛み合い防止の可能性）、ふ化率向上に関する技術開発を掲げ、当該時点までの技術開発の経過と到達段階を具体的なデータで示している。そのうえで、課題と将来展望として、「タイマイ養殖の事業化に向けた技術開発は大きく進展しているが、さらなるふ化率の向上、仔ガメの飼育技術の効率化など、取り組むべき課題も残されている。一方、甲羅の質については、べっ甲協会と業界が主体となって、養殖したタイマイの甲羅の品質評価を行っている。実際に養殖したタイマイの甲羅を使ってべっ甲細工を作製した職人の方々からはおおむね良好な評価をいただいているが、いくつかの品質的な問題も指摘されている」とされている。

c 以上のとおり、「原材料確保対策事業」で得られた知見・ノウハウ・戦略とされるものは、実際には特定研究所ないしその研究員による研究の結果得られた知見・ノウハウであり、それに基づく戦略である。そして、その「知見・ノウハウ・戦略」の実質的な内容、さらに言えば、より詳しい内容は、研究を担ってきた特定研究所の研究者によって、既に、継続的に公表されてきた。

d 小括

したがって、この観点から言っても、本件不開示情報を公表したからといって、補助事業者が特定の相手との「原材料確保対策事業」で得られた知見・ノウハウ・戦略の販売合戦にさらされることはない。

(エ) 以上述べたところから、当該不開示情報の公表によって、補助事業者が他者との競争にさらされることはなく、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に存在するとは到底いえない。

ウ 下記第3の3(1)ウについて

(ア) 非開示事由としての情報は、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきである(前掲最高裁第三小法判決)。法の趣旨、目的をも考慮すると、形式的に営業上、経営上又は財務上の秘密に属する情報に当たれば、その全てが非公開とされると解するのは相当でなく、当該情報の性質、内容、公にされている情報との関連性、これらを取り巻く具体的情勢などの要素を総合考慮した上、前掲最高裁判決の示す客観的おそれの有無に従い、その充足性を判断するのが相当である(名古屋地裁 平成13年12月13日判決)。

また、「情報公開法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準」(以下「審査基準」という。)も、法5条2号イにいう「害するおそれ」の『おそれ』の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」としている。

(イ) この点、諮問庁は、「おそれ」の根拠として、「公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等」を主張するのみであり、抽象的かつ「確率的な可能性」を訴えているに過ぎず、およそ「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合」には当たらない。

(ウ) したがって、諮問庁の主張は失当である。

エ 下記第3の3(1)エについて

(ア) 法5条4号への該当性について

a 審査基準は、「公共の安全と秩序の維持」とは、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する」、「また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれがある情報も、本号に含まれる」とし、「公共の安全と秩序の維持」にかかわる不開示情報の具体的な

例として以下をあげる。

- ・ 要人の行動又は警護に関する詳細な情報
 - ・ 特定の建造物の警備又は情報システムセキュリティに関する詳細な情報
 - ・ 武器、火薬及び放射性物質等の保存場所に関する詳細な情報
- b この点、諮問庁は、当該不開示情報が「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」理由として、「当該実施場所における盗難等の不法行為や関係者に対する業務妨害の誘発等」をあげる。

しかし、そもそも私人の所有する建物や工作物内における盗難や業務妨害が「公共の安全と秩序の維持」の問題でないことは、審査基準が掲げる具体例と比較するまでもなく明らかである。それらは、不開示情報該当性の可能性が問題になるのは、法5条4号ではなく同条2号イにすぎない。

(イ) 法5条2号イへの該当性について

a 盗難、業務妨害のおそれについて

この点、諮問庁は、盗難及び業務妨害について、抽象的かつ「確率的な可能性」を訴えているに過ぎないから、上記ウで述べたとおり、「おそれが客観的に認められる場合」には当たらない。

なお、「事業実施場所」については、2017年に新聞記事でも紹介されているとおり、それが特定会社の所在地であることは、地元ではよく知られており、顕著な事実といえる。特定会社に関する情報は、インターネット上でも公表されている。

b 競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれについて

上記イで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

(ウ) よって、諮問庁の主張はすべて失当である。

オ 下記第3の3(1)オについて

上記イで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

カ 下記第3の3(1)カについて

上記イ及びウで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

キ 下記第3の3(1)キについて

上記イで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

ク 下記第3の3(1)クについて

上記ウで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

ケ 下記第3の3(1)ケについて

上記ウで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、法5条1号が適用されないので、その限りにおいては開示がなされる

べきことは当然である。

コ 下記第3の3(1)コについて

上記エで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

サ 下記第3の3(1)サについて

上記ウで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

シ 下記第3の3(1)シについて

上記ウで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、法5条1号が適用されないので、その限りにおいては開示がなされるべきことは当然である。

ス 下記第3の3(1)スについて

上記エ(ア)で述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、法5条1号が適用されないので、その限りにおいては開示がなされるべきことは当然である。

セ 下記第3の3(1)セについて

上記エで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

ソ 下記第3の3(1)ソについて

上記ウで述べたところから、諮問庁の主張は失当である。

タ 結論

以上のとおりであるから、審査請求の趣旨のとおり、求める情報のすべてを開示するとの裁決を求める次第である。

(5) 意見書2(令和3年(行情)諮問第522号)

上記(4)とおおむね同旨。

(6) 意見書3(令和3年(行情)諮問第523号)

上記(4)とおおむね同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、各理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 事案の概要

(1) 審査請求人は、令和3年6月11日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「平成31年度伝統的工芸品産業支援補助金(特定団体)の交付申請書及び補助事業実績報告書」、「令和2年度伝統的工芸品産業支援補助金(特定団体)の交付申請書及び補助事業実績報告書」及び「令和3年度伝統的工芸品産業支援補助金(特定団体)の交付申請書」の開示を求める各開示請求(以下、順に「本件開示請求1」ないし「本件開示請求3」といい、併せて「本件各開示請求」という。)を行い、処分庁は、同月22日付けでこれを受け付けた。

- (2) 本件各開示請求に対し、処分庁は、法10条2項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をそれぞれ行い、本件開示請求1の対象として文書1ないし文書4、本件開示請求2の対象として文書5ないし文書8、本件開示請求3の対象として文書9及び文書10をそれぞれ特定し、法13条1項の規定に基づき第三者に対する意見提出機会の付与をそれぞれ行った上で、法9条1項の規定に基づき、下記2のとおり原処分を行った。
- (3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条3号の規定に基づき、令和3年8月30日付けで、諮問庁に対し、原処分1及び原処分2で不開示とした部分の一部並びに原処分3で不開示とした部分の全部を開示することを求める各審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件各審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件各審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件各審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ及び4号に該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する原処分を行った。

原処分において、不開示とした部分と理由は、別表1ないし別表3のとおりである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、処分庁が原処分で不開示とした部分のうち、別表1の番号1及び番号17に掲げる部分並びに別表2の番号1及び番号14に掲げる部分を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示することを求めているので、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について、具体的に検討する。

(1) 別表1の番号2ないし番号16に掲げる部分について

ア 別表1の番号2に掲げる部分については、第三者の団体代表者を除く、公表慣行のない役員の氏名、生年月日、性別等、特定の個人を識別できる記載であり、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分1は妥当である。

イ 別表1の番号3に掲げる部分については、第三者が自らの経営資源を投じた研究・調査活動により確立してきた成果に関する記載であり、公にすることにより、当該具体事業内容及びそれに係る独自のノウハウ情報等が明らかとなり、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分1は妥当である。

ウ 別表 1 の番号 4 に掲げる部分については、第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。

エ 別表 1 の番号 5 に掲げる部分については、第三者の実施する事業の実施内容、実施場所、実施方法に関する記載であり、公にすることにより、当該事業実施場所及び具体事業内容等が明らかとなり、当該実施場所における不法行為や関係者に対する業務妨害の誘発等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 4 号及び 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。

オ 別表 1 の番号 6 に掲げる部分については、第三者が自らの経営資源を投じた研究・調査活動により確立してきた成果に関する記載であり、公にすることにより、当該具体事業内容及びそれに係る独自のノウハウ情報等が明らかとなり、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。

カ 別表 1 の番号 7 に掲げる部分については、第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。

キ 別表 1 の番号 8 に掲げる部分については、第三者が自らの経営資源を投じた研究・調査活動により確立してきた成果に関する記載であり、公にすることにより、当該具体事業内容及びそれに係る独自のノウハウ情報等が明らかとなり、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。

ク 別表 1 の番号 9 に掲げる部分については、第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。

- ケ 別表 1 の番号 10 に掲げる部分については、公表慣行のない団体構成員の氏名等、特定の個人を識別できる記載及び第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している個人及び具体事業者名等が明らかとなり、個人及び関係者に対する不法行為や業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 1 号及び 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。
- コ 別表 1 の番号 11 に掲げる部分については、第三者の実施する事業の実施場所に関する記載であり、公にすることにより、当該事業実施場所が明らかとなり、当該実施場所における不法行為や関係者に対する業務妨害の誘発等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 4 号及び 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。
- サ 別表 1 の番号 12 に掲げる部分については、第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。
- シ 別表 1 の番号 13 に掲げる部分については、特定の個人を識別できる記載及び第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している個人及び具体事業者名等が明らかとなり、個人及び関係者に対する不法行為や業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 1 号及び 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。
- ス 別表 1 の番号 14 に掲げる部分については、特定の個人を識別できる記載及び第三者の実施する事業の実施場所に関する記載であり、公にすることにより、当該事業実施場所が明らかとなり、当該実施場所における不法行為等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、特定の個人を識別することができ、法 5 条 4 号及び 1 号に該当するため、不開示とした原処分 1 は妥当である。
- セ 別表 1 の番号 15 に掲げる部分については、第三者の実施する事業の実施場所及び関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業実施場所や事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、当該実施場所における不法行為や関係者に対する業務妨害の誘発等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当該

法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条4号及び2号イに該当するため、不開示とした原処分1は妥当である。

ソ 別表1の番号16に掲げる部分については、第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分1は妥当である。

(2) 別表2の番号2ないし番号13に掲げる部分について

ア 別表2の番号2に掲げる部分については、第三者の団体代表者を除く、公表慣行のない役員の氏名、生年月日、性別等、特定の個人を識別できる記載であり、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分2は妥当である。

イ 別表2の番号3に掲げる部分については、公表慣行のない第三者の構成員の氏名、Eメールアドレス等、特定の個人を識別できる記載であり、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分2は妥当である。

ウ 別表2の番号4に掲げる部分については、第三者の経営・財務状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の経営状況の実態が明らかとなり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分2は妥当である。

エ 別表2の番号5に掲げる部分については、第三者が自らの経営資源を投じた研究・調査活動により確立してきた成果に関する記載であり、公にすることにより、当該具体事業内容及びそれに係る独自のノウハウ情報等が明らかとなり、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分2は妥当である。

オ 別表2の番号6に掲げる部分については、第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分2は妥当である。

カ 別表2の番号7に掲げる部分については、公表慣行のない外部の関係者等、特定の個人を識別できる記載であり、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分2は妥当である。

キ 別表 2 の番号 8 に掲げる部分については、第三者の実施する事業の実施内容、実施場所、実施方法に関する記載であり、公にすることにより、当該事業実施場所及び具体事業内容等が明らかとなり、当該実施場所における不法行為や関係者に対する業務妨害の誘発等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 4 号及び 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 2 は妥当である。

ク 別表 2 の番号 9 に掲げる部分については、第三者が自らの経営資源を投じた研究・調査活動により確立してきた成果に関する記載であり、公にすることにより、当該具体事業内容及びそれに係る独自のノウハウ情報等が明らかとなり、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 2 は妥当である。

ケ 別表 2 の番号 10 に掲げる部分については、第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 2 は妥当である。

コ 別表 2 の番号 11 に掲げる部分については、公表慣行のない外部の関係者等、特定の個人を識別できる記載であり、法 5 条 1 号に該当するため、不開示とした原処分 2 は妥当である。

サ 別表 2 の番号 12 に掲げる部分については、公表慣行のない第三者の構成員の氏名等、特定の個人を識別できる記載であり、法 5 条 1 号に該当するため、不開示とした原処分 2 は妥当である。

シ 別表 2 の番号 13 に掲げる部分については、第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした原処分 2 は妥当である。

(3) 別表 3 の番号 1 ないし番号 6 に掲げる部分について

ア 別表 3 の番号 1 に掲げる部分については、第三者の団体代表者を除く、公表慣行のない役員の氏名、生年月日、性別等、特定の個人を識別できる記載であり、法 5 条 1 号に該当するため、不開示とした原処分 3 は妥当である。

イ 別表 3 の番号 2 に掲げる部分については、公表慣行のない第三者の

構成員の氏名、Eメールアドレス等、特定の個人を識別できる記載であり、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分3は妥当である。

ウ 別表3の番号3に掲げる部分については、第三者の経営・財務状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の経営状況の実態が明らかとなり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分3は妥当である。

エ 別表3の番号4に掲げる部分については、第三者が自らの経営資源を投じた研究・調査活動により確立してきた成果に関する記載であり、公にすることにより、当該具体事業内容及びそれに係る独自のノウハウ情報等が明らかとなり、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分3は妥当である。

オ 別表3の番号5に掲げる部分については、第三者の実施する事業の関係者に関する記載であり、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分3は妥当である。

カ 別表3の番号6に掲げる部分については、公表慣行のない外部の関係者等、特定の個人を識別できる記載であり、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分3は妥当である。

4 結論

以上により、本件各審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件各審査請求については、棄却することとしたい。

5 補充理由説明書

審査請求人が開示を求める部分について、改めて精査した結果、別表4に掲げる部分については、開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ① 令和3年11月25日 | 諮問の受理（令和3年（行情）諮問第521号ないし同第523号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年12月14日 | 審議（同上） |
| ④ 令和4年1月5日 | 審査請求人から意見書1ないし意見書3 |

を収受（同上）

- ⑤ 令和 7 年 5 月 7 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同年 6 月 9 日 諮問庁から補充理由説明書を収受（同上）
- ⑦ 同年 7 月 23 日 令和 3 年（行情）諮問第 5 2 1 号ないし同第 5 2 3 号の併合及び審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ及び 4 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は別表 4 に掲げる部分は開示するとしているが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定団体が実施した伝統的工芸品産業支援補助金事業（以下「本件補助事業」という。）に係る平成 31 年度ないし令和 3 年度分の交付申請書並びに平成 31 年度及び令和 2 年度分の補助事業実績報告書であり、本件不開示維持部分は、別表 5 に掲げる部分である。

（1）別表 5 の番号 1 に掲げる本件不開示維持部分について

ア 当該部分には、本件補助事業に係る外部の専門家・委員の氏名、所属・役職、業種及び専門分野・役割・選定理由等、特定団体の役職員の氏名及び旅程等が記載されていることが認められる。

イ 当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定団体は法人格を有さない任意団体であり法人登記はなされていないとの説明があった。したがって、当該部分には、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

ウ 次に、法 6 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、外部の専門家・委員、特定団体の役職員の氏名は個人識別部分に該当すると認められることから、同項による部分開示の余地はなく、また、その余の部分は、これを公にすると、一定の関係者にとっては、当該個人を特定することが可能となり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、同項による部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分を明らかにすることは、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当し、同条2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表5の番号2に掲げる本件不開示維持部分について

ア 当該部分には、特定団体の構成員である事業者の従業員数、製品出荷額等が記載されていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該情報は、当該事業者が公にしていない経営上の情報であり、一般に手工業性の高い産業において従業員数は製品の生産体制・コスト構造と密接に関連していることから、これを公にすると、当該事業者のコスト構造等の経営状況が推察され、また、出荷額等を公にすると、市場における影響力等を一方的に評価され、その結果、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした原処分は妥当であると判断したとの説明があった。

ウ 当該部分を公にすると、特定団体の構成員である事業者のコスト構造等の経営状況が推察される等とする上記イの諮問庁の説明は否定し難い。したがって、当該部分を明らかにすることは、特定団体及び参画事業者の正当な利益を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表5の番号3に掲げる本件不開示維持部分について

ア 当該部分には、本件補助事業の具体的な内容、進捗管理の状況、特定団体が本件補助事業によって得られた知見、分析内容及び今後の事業活動に係る方針の検討状況が具体的に記載されていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該情報は、特定団体が公開していない情報であり、また、他の消費者向け製品の製造事業者や水産動植物の養殖事業者にとっても有用な情報であることから、これを公にすると、他の事業者が特定団体にとって不利な事業展開をすることが容易になるなど、特定団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした原処分は妥当であると判断したとの説明があった。

ウ 当該部分を公にすると、他の事業者が特定団体にとって不利な事業展開をすることが容易になるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難い。したがって、当該部分を明らかにすることは、特定団体の正当な利益を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙 本件対象文書

1 原処分1

文書1 平成31年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書（令和元年5月7日、特定団体）

文書2 文書1の添付資料

文書3 平成31年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業実績報告書（令和2年4月1日、特定団体）

文書4 文書3の添付資料

2 原処分2

文書5 令和2年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書（令和2年5月12日、特定団体）

文書6 文書5の添付資料

文書7 令和2年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業実績報告書（令和3年4月8日、特定団体）

文書8 文書7の添付資料

3 原処分3

文書9 令和3年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書（令和3年5月10日、特定団体）

文書10 文書9の添付資料

別表 1 原処分 1 で不開示とした部分と理由

番号	
1	文書 1、文書 3 及び文書 4 中、「法人等代表者」の「印影」については、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
2	文書 1 中、別添「役員名簿」については、特定の個人を識別できるものであり、法 5 条 1 号に該当するため、不開示とした。
3	文書 1 中、「別紙 1 事業計画書」記載のうち、①～⑧記載の一部については、公にすることにより、当該具体事業内容及びそれに係る独自のノウハウ情報等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
4	文書 1 中、「（別表）事業参加者」記載のうち、「1. 産地の参画事業者」に係る記載の一部、及び「2. 外部の専門家・委員」に係る記載については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
5	文書 3 中、「1. ①（1）実施補助事業の内容（実施内容、実施場所、実施方法）」の記載については、公にすることにより、当該事業実施場所及び具体事業内容等が明らかとなり、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 4 及び 2 号イに該当するため、不開示とした。
6	文書 3 中、「1. ①（2）補助事業の成果・効果」の記載については、公にすることにより、当該事業内容及びその成果、ノウハウ情報等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
7	文書 3 中、「1. ②（1）実施補助事業の内容」記載のうち、「実施方法」に係る記載の一部については、公にすることにより、当該事業参画者名が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
8	文書 3 中、「1. ②（2）補助事業の成果・効果」の一部記載につい

	ては、公にすることにより、当該事業内容及びその成果・ノウハウ情報等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。
9	文書3中、「1. ③(1) 実施補助事業の内容」記載のうち、「実施場所」については、公にすることにより、当該事業参画者名が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。
10	文書3中、「1. ③(2) 補助事業の成果・効果」の一部記載については、公にすることにより、当該事業参画者名、特定の個人、当該事業内容及びその成果・ノウハウ情報等が明らかとなり、法5条1号及び2号イに該当するため、不開示とした。
11	文書3中、「2. (2) (ロ) 経費の内訳」記載のうち、「備考欄」記載の一部については、公にすることにより、当該事業実施場所が明らかとなり、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条4号及び2号イに該当するため、不開示とした。
12	文書3中、「別紙1 事業参加者」記載のうち、「1. 産地の参画事業者」に係る記載の一部については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。
13	文書3中、「別紙1 事業参加者」記載のうち、「2. 外部の専門家・委員」に係る記載については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、特定の個人を識別することができ、法5条2号イ及び1号に該当するため、不開示とした。
14	文書3中、「別紙2 補助事業の実施内容」記載のうち、「(2) 旅費」に係る記載の一部については、公にすることにより、当該事業の実施場所が明らかとなり、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、特定の個人を識別することができ、法5条4号及び1号に該当するため、不開示とした。
15	文書3中、「別紙2 補助事業の実施内容」記載のうち、「(12) 委託費・外注費等」に係る記載の一部については、公にすることにより、当該事業の実施場所が明らかとなり、犯罪の予防その他の公共の

	安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当該事業に参画している具体事業者名が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法５条４号及び２号イに該当するため、不開示とした。
１６	文書４中、「補助金・委託費対象経費確認表」記載の一部については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法５条２号イに該当するため、不開示とした。
１７	文書４中、「伝統的工芸品産業支援補助事業チェックリスト」記載のうち、「確認者（経理責任者）」については、特定の個人を識別することができるものであり、法５条１号に該当するため、不開示とした。

別表 2 原処分 2 で不開示とした部分と理由

番号	
1	文書 5 中、「法人等代表者」の「印影」については、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
2	文書 5 中、別添「役員名簿」については、特定の個人を識別できるものであり、法 5 条 1 号に該当するため、不開示とした。
3	文書 5 中、「別紙 1 事業計画書」の「1. 申請者の概要」記載のうち、「担当者の役職・氏名」及び「E メールアドレス」については、特定の個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号に該当するため、不開示とした。
4	文書 5 中、「別紙 1 事業計画書」の「1. 申請者の概要」記載のうち、「申請者の出荷額」欄の具体内容記載については、当該法人等の経営・財務状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
5	文書 5 中、「別紙 1 事業計画書」の「3. 申請事業内容」の一部記載については、公にすることにより、当該具体事業内容及びそれに係る独自のノウハウ情報等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
6	文書 5 中、「（別表）事業者の役割分担」記載のうち、「1. 産地の事業者」及び「2. 産地外の実業家」に係る具体内容記載の一部については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
7	文書 5 中、「（別表）事業者の役割分担」記載のうち、「3. 外部の専門家・委員等」に係る記載については、特定の個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号に該当するため、不開示とした。
8	文書 7 中、「1. （1）実施補助事業の内容」の記載については、公にすることにより、当該事業実施場所及び具体事業内容等が明らかとなり、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 4 及び 2 号イに該当するため、不開示とした。

9	文書7中、「1. (2) 補助事業の成果・効果」については、公にすることにより、当該具体事業内容及びそれに係る独自のノウハウ情報等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。
10	文書7中、「別紙 事業参加者」記載のうち、「1. 産地の参画事業者」に係る記載の一部については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。
11	文書7中、「別紙 事業参加者」記載のうち、「2. 外部の専門家・委員」に係る記載については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。
12	文書8中、「令和2年度伝統的工芸品産業支援補助金 補助対象経費明細チェック表【原材料確保対策事業】」記載のうち、「企画会議費（委員旅費）」の「MEMO」欄の記載については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。
13	文書8中、「令和2年度伝統的工芸品産業支援補助金 補助対象経費明細チェック表【原材料確保対策事業】」記載のうち、「原材料開発研究調査費（その他）」の「業務委託費」の「支払先」に係る記載については、公にすることにより、当該事業参画者名が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。
14	文書8中、「伝統的工芸品産業支援補助事業チェックリスト」記載のうち、「確認者（経理責任者）」に係る記載については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

別表 3 原処分 3 で不開示とした部分と理由

番号	
1	文書 9 中、別添「役員名簿」については、特定の個人を識別できるものであり、法 5 条 1 号に該当するため、不開示とした。
2	文書 9 中、「別紙 1 事業計画書」の「1. 申請者の概要」記載のうち、「担当者の役職・氏名」及び「E メールアドレス」については、特定の個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号に該当するため、不開示とした。
3	文書 9 中、「別紙 1 事業計画書」の「1. 申請者の概要」記載のうち、「申請者の出荷額」欄の具体内容記載については、当該法人等の経営・財務状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
4	文書 9 中、「別紙 1 事業計画書」の「3. 申請事業内容」の一部記載については、公にすることにより、当該具体事業内容及びそれに係る独自のノウハウ情報等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
5	文書 9 中、「（別表）事業者の役割分担」記載のうち、「1. 産地の事業者」及び「2. 産地外の事業者」に係る具体内容記載の一部については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
6	文書 9 中、「（別表）事業者の役割分担」記載のうち、「3. 外部の専門家・委員等」に係る記載については、特定の個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号に該当するため、不開示とした。

別表4 新たに開示することとする部分

番号	文書	部分
1	文書1	「別添 役員名簿」に係る不開示部分のうち理事長の氏名
2	文書1	「別紙1 事業計画書」の「⑧ 委託・外注する場合」の委託先、委託契約予定日、委託契約予定期間及び委託内容に係る不開示部分の各1行目
3	文書1	「(別表) 事業参加者」の「1. 産地の参画事業者」に係る不開示部分の1行目ないし4行目の事業者名
4	文書3	「1. ①(1) 実施補助事業の内容」の実施内容欄に係る不開示部分全て
5	文書3	1. ①(2) 補助事業の成果・効果」の項目欄に係る不開示部分のうち9項目目の項目名及び10項目目の項目名
6	文書3	「1. ②(1) 実施補助事業の内容」の実施方法欄、受賞作品欄及び参加者欄に係る不開示部分全て
7	文書3	「1. ②(1) 実施補助事業の内容」のアンケート欄に係る不開示部分のうちアンケートの設問に関する記載
8	文書3	「1. ②(1) 実施補助事業の内容」のまとめ欄に係る不開示部分のうち受賞作品に関する記載
9	文書3	「別紙1 事業参加者」の「1. 産地の参画事業者」の事業者名欄に係る不開示部分全て
10	文書3	「別紙2 補助事業の実施内容」の「(12) 委託費・外注費」の①外注先・委託先欄に係る不開示部分全て
11	文書4	「補助金・委託費対象経費確認表」の委託費欄に係る不開示部分全て
12	文書5	「別添 役員名簿」に係る不開示部分のうち会長の氏名
13	文書5	「別紙1 事業計画書」の「3. 申請事業内容」の④事業における数値目標欄に係る不開示部分のうちべっ甲デザインコンテスト&べっ甲

		加工体験教室事業の前回大会に関する記載
1 4	文書 5	「別紙 1 事業計画書」の「3. 申請事業内容」の⑧ 委託・外注する場合欄に係る不開示部分のうち委託予定先
1 5	文書 5	「（別表）事業者の役割分担」の「1. 産地の事業者」の事業者名欄に係る不開示部分全て
1 6	文書 7	「1. （1）実施補助事業の内容」の⑤事業風景に係る不開示部分全て
1 7	文書 7	「別紙 事業参加者」の「1. 産地の事業者」の事業者名欄に係る不開示部分全て
1 8	文書 8	「令和 2 年度 伝統的工芸品産業支援補助金補助対象経費明細チェック表【原材料確保対策事業】」の業務委託費の支払先
1 9	文書 9	「別添 役員名簿」に係る不開示部分のうち会長の氏名
2 0	文書 9	「別紙 1 事業計画書」の「3. 申請事業内容」の⑧ 委託・外注する場合欄に係る不開示部分のうち委託予定先
2 1	文書 9	「（別表）事業者の役割分担」の「1. 産地の事業者」の事業者名欄に係る不開示部分全て

別表5 本件不開示維持部分

番号	
1	別表1の番号2、4、13、14、別表2の番号2、3、7、11、12、別表3の番号1、2及び6に掲げる部分のうち別表4に掲げる部分を除く部分
2	別表1の番号12、別表2の番号4、6、10及び別表3の番号5に掲げる部分のうち別表4に掲げる部分を除く部分
3	別表1の番号3、5、6、8、9、10、11、15、16、別表2の番号5、8、9、別表3の番号3及び4に掲げる部分のうち別表4に掲げる部分を除く部分

※ 当審査会事務局において整理した。なお、別表1の番号7に掲げる部分及び別表2の番号13に掲げる部分には、不開示を維持する部分はない。